

阿賀野市高齢者虐待防止・対応マニュアル

令和 8 年 4 月

阿 賀 野 市

目 次

第1章 高齢者虐待とは	1
1. 高齢者虐待とは	
1) 用語の定義	
ア 高齢者とは	
イ 養護者とは	
ウ 養介護施設従事者とは	
2. 高齢者虐待の捉え方	
3. 高齢者虐待の発生要因	
1) 発生予防の重要性（リスク要因を有する家庭への支援）	
4. 発生予防・早期発見のための取り組み	
1) 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発	
2) 「早期発見・見守りネットワーク」の構築	
3) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発	
4) 通報(努力)義務の周知	
5) 相談等窓口の設置と対応	
5. 養護者への支援	
1) 養護者との間に信頼関係を確立する	
2) 介護保険をはじめとする福祉サービス援助	
3) 家族関係の回復・生活の安定	
4) 精神疾患のある家族	
5) 生活（経済や環境等）の安定を図る	
 第2章 相談・通報・届出への対応	 8
1. 相談・通報・届出の受理後の対応	
1) 受付記録の作成	
2) 守秘義務について	
3) 緊急性の判断	
ア 緊急性のタイミング	
イ 緊急性が高いと判断される状況	
ウ 緊急性判断後の対応	
 第3章 事実確認及び立ち入り調査	 11
1. 事実確認とは	
1) 関係機関からの情報収集	
2) 訪問調査とは	
3) 立入調査とは	
ア 立入調査の制約	
イ 立入調査の要否の判断	
ウ 立入調査にあたっての留意点	
エ 立入調査における関係機関との連携	
オ 立入調査の執行手順	
カ 高齢者虐待調査票の作成と関係書類等の整備	

第4章 援助方針の決定、援助の実施、再評価・・・・・・・・・・17

1. 援助方針の決定

- 1) コアメンバー会議
- 2) 個別ケース会議
- 3) 虐待の深刻度

2. 援助の実施

- 1) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応
- 2) 高齢者の養護（養護者との分離）
- 3) やむを得ない事由による措置
 - ア 居室の確保
 - イ 面会制限
 - ウ 成年後見人制度の活用
- 4) 既存の枠組みで対応が可能な場合の対応

3. 再評価（モニタリング）

第5章 地域における関係者・機関に期待される役割・・・・・・・・・・21

1. 地域の役割

2. サービス提供機関・専門職等の役割

資料1 養護者による高齢者虐待についての対応・支援フローチャート

資料2 証票（立ち入り調査を行う職員であることの証明） /22

資料3 警察への援助依頼様式 /23

資料4 成年後見制度 /24

資料5 日常生活自立支援事業 /25

第1章 高齢者虐待とは

1. 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等により高齢者に対し、心や体に深い傷を負わせたり、人権の侵害や尊厳を奪うことを言います。

※表1のとおり

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況になり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者負担の軽減を図ること等の養護者に対する高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

1) 用語の定義

ア 高齢者とは・・・65歳以上の者

＜65歳未満の者への虐待について＞

高齢者虐待防止法では高齢者を65歳以上と定義していますが、65歳未満の者へ虐待が生じている場合も支援が必要です。介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られておらず、介護保険法の地域支援事業の一つとして、市町村には「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法百十五条の四十五第二項第二号）が義務付けられています。

＜65歳以上の障害者への虐待について＞

高齢者虐待防止法の施行後に障害者虐待防止法が成立しました。65歳以上の障害者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、関係課で連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。

イ 養護者とは・・・高齢者を現に介護する者であって養介護施設従事者以外の者

＜養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について＞

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等）、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）」や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行った上で、DV法所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

ウ 養介護施設従事者とは・・・

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲は表2のとおりです。

表1 高齢者虐待の種類と内容・具体例

種 類	内 容	具 体 例
身体的虐待	高齢者の体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。	- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷、打撲させる - ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束、抑制する
介護の世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	- 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている - 水分や食事を十分与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある - 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる - 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	- 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる - 怒鳴る、ののしる、悪口をいう - 屈辱を込めて、子どものように扱う - 高齢者が話しかけているのに意図的に無視する
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。	- 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する - キス、性器への接触、セックスを強要する
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない - 本人の自宅等を本人に無断で売却する - 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する

表2 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	- 老人福祉施設 - 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 ※業務に従事する者とは、直接介護保険サービスを提供しない者（施設長や事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。
介護保険法による規定	- 介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 介護療養型医療施設 - 介護医療院 - 地域密着型介護老人福祉施設 - 地域包括支援センター	- 居宅サービス事業 - 地域密着型サービス事業 - 居宅介護支援事業 - 介護予防サービス事業 - 地域密着型介護予防サービス事業 - 介護予防支援事業	

※医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっており、医療法の規定に基づき、検査・指導等が行われます。

2. 高齢者虐待の捉え方

困難が生じている事実に着目する
事例への支援においては、高齢者又は家族に生じている困難に着目し、高齢者の権利擁護の観点から必要な援助を行い、改善していくことが重要です。関係者は、問題解決のために、それが高齢者虐待に該当するか否かを判断すること自体を目的化することのないよう、認識しておく必要があります。 高齢者虐待は、早期に対応することによって、深刻な虐待の予防につながります。虐待とは明確に判定できない場合であっても、養護者などの不適切な関わりによって高齢者の生活に何らかの支障が出ている場合には、支援を行うことで改善を図っていくことが大切です。
虐待しているという「自覚」は問わない
行為を行っている人には虐待があるという自覚があろうとなかろうと、その行為の結果として高齢者の権利が侵害される状態となっていれば、それは高齢者虐待とみなし、何らかの支援を行う必要があると言えます。 家族が一生懸命に高齢者を介護しようとしていても、介護の正しい方法が分からなかったり、自身の心身の状況から介護の方法が不適切だったりするために、結果として虐待の事態を招いてしまっていることもあります。たとえば、高齢者の怪我を防止するつもりで、身体を椅子やベッド等に固定し、過剰に行動を制限することなどが虐待となることもあります。
高齢者本人の「自覚」は問わない
高齢者本人が、自分で虐待されていると自覚しているかどうかは問題になりません。高齢者に自覚がなくても、客観的に見て権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待に当たるものとして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。 虐待を受けている高齢者の心理として、自分が不当・不適切な取り扱いを受けていると感じながらも、第三者に対しては親族をかばうなどの気持ちから、これを認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で、客観的には高齢者虐待に当たるほどの不当・不適切な扱いを受けていても、それが日常的であり、諦めてしまっている場合もあります。
「介護・世話の放棄・放任（＝ネグレクト）」の捉え方について
ネグレクトについては、虐待者の介護・世話についての知識・技術が不十分であるために、不本意ながら高齢者の尊厳を損なうような生活に陥っている事例が少なくないと考えられます。 「介護は家族の役割り」という思い込みや責任感から、家族が自らの可能な範囲を超えて介護を抱え込むことが、肉体的、精神的な負担を増大させ、結果として虐待を招いている場合もあります。 したがって、ネグレクトに関しては、その対応において、家族に対し介護・世話を過度に負担させることがないように注意が必要です。そして、高齢者や養護者以外の家族の介護・世話に対する認識や無理なく負担できる範囲を見極めながら、養護者に対しても必要な支援を行っていくことが求められます。
経済的虐待の捉え方について
経済的虐待については、高齢者が子の生計を支えている場合などもあり、虐待に当たるかどうかを判断することが困難な場合が少なくありません。 経済的虐待に当たるかどうかは、高齢者が納得し、その意思に基づいて財産が管理されているか、実際に高齢者の生活や介護に何らかの支障が出ていないかが判断のポイントとなります。 たとえ、高齢者本人が納得していると思われる場合でも、これまでの家族関係や虐待に対する心理的圧力などから、合意せざるを得ない状況にあることも考えられます。高齢者の意思が表面的なものである可能性を踏まえ、真意を丁寧に確認していくことが重要です。
セルフネグレクトについて
介護、医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有する者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、孤立死に至るリスクを抱えており、高齢者虐待に準じた支援が必要です。

3. 高齢者虐待の発生要因

1) 発生予防の重要性（リスク要因を有する家庭への支援）

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っていると考えられています。リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者・家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待者側の問題	・介護負担による心身のストレス ・高齢者に対する恨みや過去からの人間関係の悪さ ・介護知識や技術、介護意識の欠如 ・経済的問題（失業・借金・ギャンブル等） ・性格、精神疾患等の障害 ・孤立、相談者がいない ・介護者の精神不安
被虐待者側の問題	・虐待者との人間関係の悪さ・悪化 ・認知症の発症・悪化による言動等の混乱 ・身体的自立度の低下による要介護状態 ・性格（頑固・強引・自己中心的等） ・判断力の低下、金銭管理能力の低下 ・借金・浪費癖がある
その他の問題	・家族関係、親族関係の悪さ、無関心、孤立 ・サービス利用に経済的負担が発生 ・住環境（家屋の老朽化・不衛生） ・近隣、地域社会との関係の悪さ ・家族の力関係の変化（主要人物の死去等） ・暴力の世代間・家族間連鎖

4. 発生予防・早期発見のための取り組み

1) 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発

住民一人ひとり及び福祉専門職が高齢者虐待に対する認識を深めることが、高齢者虐待を防ぐことの第一歩となります。

高齢者虐待については、高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であることを認識するとともに、そのことを住民及び福祉専門職にも広く理解してもらうような取り組みを行う必要があります。

2) 「早期発見・見守りネットワーク」の構築

住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守りの機能を担うものです。具体的には、民生委員や地域住民、社会福祉協議会が中心となり、高齢者との普段の関わりの中で、生活の変化に気づき、その情報を地域包括支援センターに伝えるような働きかけをします。また地域社会から孤立しがちな高齢者や家族に対して、民生委員や近隣住民が関心を持ちながら見守りを続けることで虐待の防止につながったり、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し、適切な対応をとることによって問題が深刻化する前に解決することにもつながります。

3) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

認知症高齢者は、養護者・家族等の言うことが理解できなかったり周辺症状が現れたりすることがありますが、養護者・家族等がこれを理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症の症状が更に悪化する場合があります。また、家族に認知症に関する正しい知識がないために、認知症を恥ずかしいと思って家に閉じこめ、必要な医療や介護を受けさせないという虐待もあります。

そこで、認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて養護者・家族等や地域住民に理解がなされ、早期診断・早期治療につながるような支援が必要となります。

4) 通報（努力）義務の周知

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第5条）。また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに通報しなければならない（又は通報するように努めなければならない）とされています（第7条）。

住民及び関係機関に対して通報（努力）義務の周知を図り、問題の早期発見につなげるのが重要です。

なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものをもらしてはならないとされており（第8条）、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。

5) 相談等窓口の設置と対応

<平日 8時30分から17時15分>

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
阿賀野市地域包括支援センター 阿賀野	阿賀野市岡山町 10 番 15 号	62-2510	62-2521
阿賀野市福祉支援課介護保険係			
阿賀野市地域保健課第1係・ 第2係			62-2513

<時間外>

夜間、休日の地域包括支援センターへの電話は市役所本庁に転送されるため以下のとおり対応します。

宿直警備員 → 地域包括支援センター長 → 福祉支援課長 → 地域保健課長 →
対応について協議・決定



地域包括支援センター長が通報者に内容確認した上で、課長（管理職）を交えて対応を協議、決定する。

※要緊急対応の場合・・・当面の方針と対応職員を決定、複数体制で初期対応

虐待予防・発見のためのチェックリスト

高齢者虐待は、どこの家族にでも起こる可能性のある身近な問題です。身近にいる方々がサインに早く気づいてあげることで、虐待になること、またはその深刻化を防ぐことができます。

●高齢者のサイン

- ☐ 体に不自然なあざや傷、やけどの跡が頻繁にみられる
- ☐ わずかなことに怯えやすい
- ☐ 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある
- ☐ 家が極端に非衛生的である
- ☐ いつも汚れたり破れたりした服を着ている
- ☐ 不規則な睡眠の訴えがある
- ☐ 経済的に困っていないのに、「お金がない」と訴えたり、利用負担のあるサービスを利用したがない など

●介護者のサイン

- ☐ 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている
- ☐ 高齢者に対し、過度に乱暴な口のきき方をする
- ☐ 家から高齢者や家族の怒鳴り声・悲鳴が聞こえる
- ☐ 高齢者に面会させない など

●地域からのサイン

- ☐ 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- ☐ 庭や家屋の手入れがされていない、又は放置（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている等）されている
- ☐ 郵便受けや玄関先等が、一週間前の手紙や新聞でいっぱいになっていたり、電気メーターがまわっていない
- ☐ 気候や天気が悪くても、高齢者が外にいる姿がしばしば見られる
- ☐ 家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で、一人分のお弁当を頻繁に買っている
- ☐ 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
- ☐ 高齢者が道路に座り込んでいたり、近所をウロウロしている姿が見られる など

＝ 虐待の発見には、このようなチェックリストを活用することも有効 ＝

5. 養護者への支援

(養護者の支援)

第十四条

市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしたその養護の負担の軽減を図るため、緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

養護者や家族に対し、以下の視点で支援を行います。

1) 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。非難的態度は禁物です。養護者が行う介護が専門職の立場からは、非合理的な場合や見方によっては不適切なケアがあったとしても、一方的に否定しないように注意しましょう。

2) 介護保険をはじめとする福祉サービス援助

介護負担が虐待の原因と考えられる場合には、介護保険サービスや地域の社会資源の利用、家族会等への参加を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

高齢者が認知症の場合、養護者に大きなストレスがかかり、虐待が発生しやすいと報告されています。認知症の正しい知識と適切かつ具体的な対応方法を助言します。

また、周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追い詰めてしまうこともあります。支援者含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかける等、養護者の精神的な支援にもつながります。更に、周囲（地域）の人々に認知症に対する理解と協力を求めていくことも必要です。

3) 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わり再評価し、最終目標につなげることが重要です。

しかし、虐待されている高齢者とその家族の関係は、長年にわたる歴史や背景があり、調整が困難で時間を要する場合があります。支援者は、高齢者虐待が発生する要因と背景を理解したうえで、家族毎の事情と現在の状態等を正確に把握し、慎重に対応する必要があります。

4) 精神疾患のある家族

高齢者を虐待する家族の中には、統合失調症やうつ病等の精神疾患、アルコール依存症や家庭内暴力等、虐待者自身が問題を抱えている場合もあります。

虐待者本人が納得し、自分から専門機関を訪れることが理想ですが、迷っている場合は医療や心理的ケアの情報提供を行い、本人の意思を尊重しながら、治療やケアの提供に結びつけるようにします。しかし、病識がない場合や、社会不適応な行動を取るなど、本人の意思に任せていると危険が予測される場合には、保健所等専門機関につなぐことも重要です。

5) 生活（経済や環境等）の安定を図る

低所得、将来への経済的な不安や住まいが狭くてゆとりのない老朽等劣悪な環境はストレスがたまり、虐待の引き金になる場合があります。経済的に困窮している場合は、生活困窮者自立支援制度担当につなぐ等、経済的な援助を図ります。不安を取り除き、生活保護等を活用し、就業や教育の機会を奪わないように配慮するなど、生活の立て直しを図ることが必要です。

第2章 相談・通報・届出への対応

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合の他、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

※証拠、根拠がなくても通報できる。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

1. 相談・通報等受理後の対応

1) 受付記録の作成 ※相談受付票参照(P10)

高齢者虐待に関する相談や通報を受けた職員は、相談受付票に記入し、これに基づいて虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り詳細な情報を記録しておきます。

<通報者への報告>

- ・通報者には、守秘義務の許す範囲で対応方針について報告することが望ましい。
(個人情報の保護や守秘義務について十分な理解と協力が得られない場合は、慎重に)
- ・通報者が、高齢者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。

2) 通報者等に関する守秘義務

国民の義務または努力義務規定である通報者を保護する観点から、通報者を特定させるような事項を市町村職員が漏らしてはならない旨の規定があります。通報者は情報が漏れる心配から虐待通報を控えてしまわないよう配慮が必要です。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

3) 緊急性の判断

高齢者虐待に関する通報等では、緊急な対応が求められる事態も考えられるため、受付記録をもとに福祉支援課長等管理職や相談受理者、地域包括支援センター職員、地域保健課地区担当等のメンバーによるコアメンバー会議にて緊急性の判断を行うとともに、高齢者や養護者・家族等の状況確認の方法、関係機関の連絡や情報提供依頼などの業務に関する対応方針や職員の役割分担を行います。

緊急性の判断を行なうメンバーは福祉支援課長・地域包括支援センター職員・地域保健課地区担当ほかケースに応じて関係する担当者等とします。

ア 緊急性のタイミング

受付記録の作成後(または受付記録の作成に先立ち)、個々の事例について、相談受理者が福祉支援課長等管理職に相談の上、直ちに判断を行います。

相談受理者が地域包括支援センター職員である場合には、地域包括支援センターにおいて緊急性の判断を行うとともに福祉支援課長に連絡します。

イ 緊急性が高いと判断される状況

	確 認 項 目	
身体 の状態 怪我等	外傷等	頭部外傷（血腫、骨折等の疑い）、腹部外傷、重度の褥瘡
	全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁
	脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状
	栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い
話の 内容	恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言
	保護の訴え	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたい」などの発言
	強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す
養 護 者 の 態 度	支援者への発言	「何をするか分からない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある
	保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている
	暴力・脅し等	刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅しがある

参考：社団法人日本社会福祉士会 高齢者虐待調査票

ウ 緊急性の判断後の対応

<緊急性があると判断したとき>

- ・ 高齢者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると判断した場合、早急に介入する必要があるため、以下の手段から選択し介入します。
- ・ 老人福祉法の規定による高齢者を一時的に保護するための緊急ショートステイの措置、同じく老人福祉法の規定による特別養護老人ホームへの入所措置、入院。（あがの市民病院等）
- ・ 措置が必要と判断した場合、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。
- ・ いずれにしても高齢者の安全を確認、保護を優先します。養護者等から事情を聴取し、措置入所や入院等の措置に関して説明を行います。

<緊急性がないと判断したとき>

- ・ 緊急性がないと判断できる場合や情報が不足する場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。

<共通>

- ・ 決定した場合は、会議録に記録し、速やかに福祉支援課長の確認を受け保存します。

相 談 受 付 票

相談日	令和 年 月 日 ()					
記入者氏名			新規・継続		電話・来所・訪問・その他	
対象者	氏名		性別	男・女	生年月日	
	住所	阿賀野市		自治会：		電話 (年齢 歳)
	介護認定	なし・申請中・済 (介護度) 担当ケアマネ ()			世帯構成	
	ADL	自立・J1 J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2・不明				
	認知度	自立または認知症なし Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ 認知症あるが自立度は不明・認知症の有無が不明				
	主介護者	氏名 続柄				
相談者	氏名		性別	男・女	対象者との関係	
	住所	阿賀野市 電話				
	匿名	希望・不要	協力	可・不可	市からの連絡	可・不可
相談内容	主訴					
	虐待の種類	身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・性的虐待・介護放棄・不明				
	発見状況					
	虐待者	氏名 (年齢 歳)	続柄	同居・別居 ()		
	いつから					
	頻度は					
	現在の身体状況					
	現在の状況					
特記事項						

※ADL、認知度の項目は、相談時の主治医意見書に合わせて記載。

支援内容・方針

対応： 要 ・ 不要	訪問・電話・来所・その他 ()

第3章 事実確認及び立ち入り調査

(通報等を受けた場合の措置)

第九条

市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

1. 事実確認とは

高齢者虐待における事実確認とは、通報内容に関する事実確認を行うことを言い、具体的には、下記のような内容の確認を行います。

- ①被虐待者の安全確認と身体・精神・生活状況の把握
- ②相談・通報のあった高齢者虐待に関する情報（虐待の種類や程度、事実と経過）の収集
- ③被虐待者や養護者、その他の家族の状況把握
- ④介護保険や高齢者福祉サービス等を利用している場合、利用状況に関する情報の収集
- ⑤民生委員や医療機関等関係部署からの情報収集

※基本的には緊急保護の要否を判断するためにも、面接での把握とします。

※養護者が高齢者虐待をしているという認識がない場合や、虐待でない場合もあるため、虐待という言葉を安易に使用せず、高齢者や養護者との関係づくりができるよう慎重に訪問調査を行います。

<事実確認時のポイント>

- ① できるだけ訪問する
 - ・ 健康相談の訪問などできるだけ、理由をつけて介入を試みる
 - ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する
 - ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する
 - ・ 本人と虐待者は別々で対応する
 - ・ 介護負担軽減を図るプランを作成する
 - ・ プライバシー保護について説明する
- ② 収集した情報に基づいて確認を行う
 - ・ 介護者の介護負担をねぎらい、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める
 - ・ 関係者から広く情報を収集する（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）
- ③ 解決することは何かを本人や虐待の状況から判断する
 - ・ 緊急分離か見守りか
 - ・ 一時分離かサービス提供、家族支援か
 - ・ 病院か施設か
 - ・ 自分の価値観で判断しない

1) 関係機関からの情報収集

高齢者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集するが、その際には個人情報やプライバシーの保護には十分配慮します。

2) 訪問調査とは

虐待の事実を確認するためには、高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することを言います。

＜訪問調査を行う際の留意事項＞

○信頼関係の構築を念頭に

訪問調査は虐待を受けている高齢者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを十分に説明し、理解を得るよう努めます。

※拒否された場合にはその後の信頼関係にも影響することが考えられるため、慎重に検討し、他機関からの情報収集を行い、サービスの利用を勧めるなど、継続的に関わりながら信頼関係の構築を図ることが必要です。

○複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、高齢者本人と養護者等双方への支援が必要なため、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努めます。

○医療職の立会い

高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には的確に判断し、迅速な行動がとれるよう医療職が立ち会います。

○高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

○調査の継続性の確保

調査を実施して高齢者の安全や事実確認を行った後も、高齢者や養護者を取り巻く環境は常に変化するため、定期的に訪問して、状況を確認し継続的にアセスメントを実施します。

3) 立入調査

(立入調査)

第十一条

市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

※市長は、立入調査の際に必要な応じて、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に援助を求めることができます。また、高齢者の生命・身体の安全の確保に万全を期する必要がある場合は所在地を管轄する警察署長に援助を求めなければなりません（第12条）。

※正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています（第30条）。

ア 立入調査の制約

例えば養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の条文がない以上、これをできるとは解されていません。

立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行うことが必要です。

イ 立入調査の要否の判断

市や関係者からのアプローチや親族・知人・近隣住民等を介したかたちで養護者や高齢者とコンタクトがとれると判断した場合には、その方法を優先するのが効果的です。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ高齢者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要になります。

立入調査の要否を判断するための確認事項の例

①訪問者

担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などを工夫したか。

②訪問場所

事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか。

③訪問日時

事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変えながら訪問を重ねる、あるいは近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか。

※立ち入り調査の要件を満たすためには、上記のような様々な工夫を重ねてもなお、高齢者の生命や身体 の安全を確認することができなかった、ということが根拠として確認できることが必要になります。実施した訪問すべてについて、訪問日時とその結果を正確に記録に残していくことが求められます。

ウ 立入調査にあたっての留意点

① 立入調査を行う職員は身分証明書を携帯

② 立入調査の執行を行う職員

※予測される事態に備え、複数の職員を選任します。

※担当職員を基本に入院等の必要性を的確に判断できる医療職の同行も有効です。

※地域包括支援センターの職員が行う場合には、必ず担当部署の職員も同行します。

エ 立入調査における関係機関との連携

① 警察との連携

高齢者虐待防止法では警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、高齢者の生命又は身体 の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に援助を求めなければならないとあります。(第12条)

立入調査を行う際に養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、市職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに援助依頼を提出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議をおこないます。

② その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合には、保健所や精神保健福祉センターと連携し、事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保など手配をあらかじめ行っておきます。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合もあり、いずれの場合でも事前に周知な打合せを行い、種々の実態を想定した柔軟な役割分担を決めておきます。

オ 立入調査の執行手順

① 立入調査の執行

立入調査の執行については、養護者には事前に知らせないようにします。立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事例の入念な検討関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、高齢者と養護者がともに在宅しているときと養護者が外出しているときが良いかなどについて慎重に検討します。

② 立入調査時の対応と留意点

立入調査は法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意をもって説明します。また高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

③ 保護の判断と実行

高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。高齢者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。

高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険性が大きいときには、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

④ 緊急の高齢者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

緊急に高齢者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

カ 高齢者虐待調査票の作成と関係書類等の整備

① 立入調査執行後は、高齢者虐待調査票を作成します。

② 関係書類については、高齢者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

高 齢 者 虐 待 調 査 票

作成日 令和 年 月 日

作成者		所属・氏名		
かかわりの経緯		相談（本人・家族・支援者（ ））・その他（ ） 通報（ ）・その他（ ）		
聞き取り		令和 年 月 日 （調査場所）		
		氏 名	（被虐待者との続柄）	
対 象 者 基 本 情 報	対象者	ふりがな	生年月日	
		氏 名	M・T・S 年 月 日 （年齢 歳） （男・女）	
	住 所	阿賀野市 自治会：		
	福祉手帳	1. なし 2. あり（身障 級、精神 級、療育 ）		
	介護認定	1. なし 2. 申請中 3. 申請済（要介護度 ） ＊担当ケアマネ（事業所： 氏名： ）		
	経済状況	1. 課題なし 2. 課題あり（理由 ） 3. 生活保護		
	ADL（歩行・食事摂取・排泄・入浴・着替え等の状況）			
	I ADL（掃除・洗濯・買物・調理・金銭管理・服薬管理の状況）			
	認知症 【 無 ・ 有 】（記憶障害、失見当、睡眠障害の状況）			
	問題行動（攻撃的行為、自傷行為、火の不始末、徘徊、不潔行為、失禁等の状況）			
	精神症状（不安、焦燥、幻覚、妄想、せん妄、抑うつ等の状況）			
	性格			
	既往歴・健康状態	年 月	病 名	医療機関名
	住環境			
生活歴				

家族の状況	同居の家族	氏 名	続柄	年齢	家族構成図		
	別居の親族	氏 名	続柄	年齢	住 所	電話番号	
	家族関係の特記事項						
虐待の状況	虐待の有無	有 ・ 無 ・ 判断できない					
	養護・被養護の関係性	有 ・ 無 ・ 判断できない					
	虐待の種類	身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・性的虐待・介護放棄					
	虐待者	氏名	(年齢 歳)	続柄	同居・別居 ()		
	虐待の内容						
	虐待の認識	本人	虐待されている認識あり・虐待されている認識なし ・ 不明				
虐待者		虐待している認識あり ・ 虐待している認識なし ・ 不明					
緊急性	1. 本人が保護救済を強く求めている 2. 生命に危険な状態 (具体的に) 3. 生命に危険な行為が行なわれている (具体的に) 4. 確認できないが (1. 2. 3) である可能性がある 5. その他 ()						
虐待の深刻度	1 (軽度) ・ 2 (中度) ・ 3 (重度) ・ 4 (最重度) ※虐待の深刻度は、虐待の反復性や継続期間等も総合的に勘案してチームで判断を行うことが適切です。(高齢者虐待防止・対応マニュアルP 17 参照)						
利用状況	1 在宅継続 2 家族からの一時的離脱 3 施設入所 4 その他						
支援内容・方針							

第4章 援助方針の決定、援助の実施、再評価

1. 援助方針の決定

- 1) コアメンバー会議
- 2) 個別ケース会議

会議のメンバー構成

※メンバーは事例に応じて構成する。

コアメンバー会議	福祉支援課長・課長補佐・地域包括支援センター職員・地域保健課地区担当等とする。虐待の有無、緊急性の判断、支援方針・役割分担の検討等を行う。
個別ケース会議	虐待の事例に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者も招集する。 専門的な対応が必要となる場合には専門機関（警察、消防、保健所、精神保健福祉センター、精神科等を含む医療機関等）の実務担当者を招集し、専門的な対応を図る。

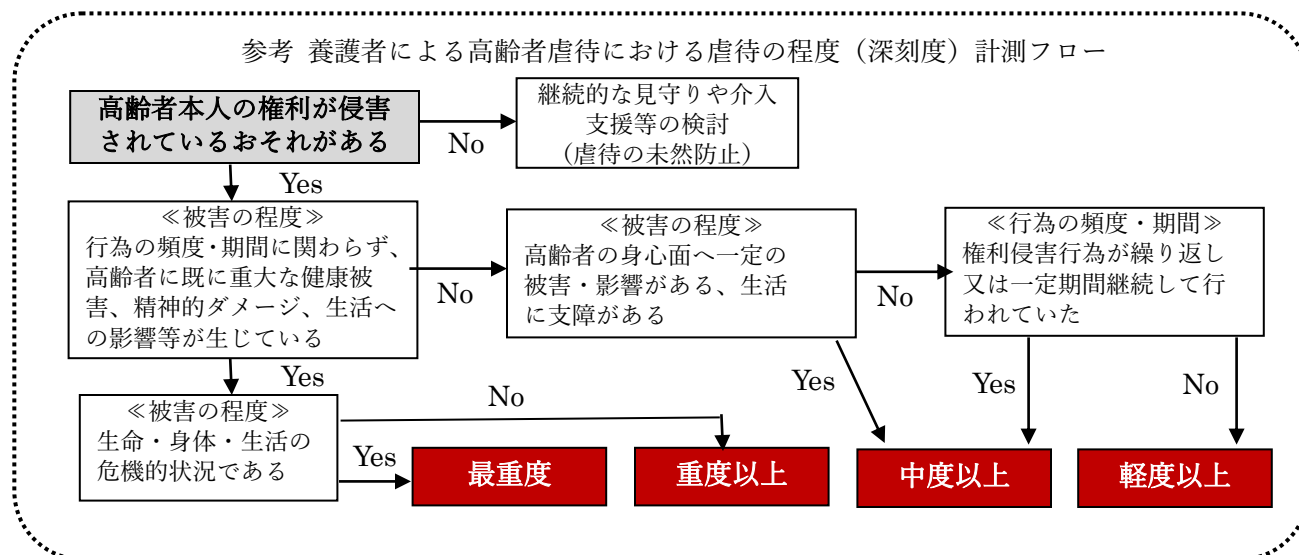
3) 虐待の深刻度

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として、虐待行為の反復性や継続期間等も勘案して判断するものです。これは、虐待事案の「早期発見」ができていのかどうか（発見までの時間、被害の程度）の評価を行うことを目的としています。

深刻度区分の判断は、相談・通報受理～事実確認後の段階で、複数名で行うことが適切です。

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

参考 養護者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



2. 援助の実施

1) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

コアメンバー会議及び個別ケース会議において生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

2) 高齢者の保護（養護者との分離）

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くおそれがある場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

3) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に**老人福祉法第十条の四（居宅サービスの措置）、第十一条第一項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）**の措置を講ずることが規定されている。

保護、分離のひとつとして老人福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。

また、老人福祉法の規定による措置によって、施設に一時入所した高齢者の措置が解消するのは以下のとおりです。

- ・家庭に戻る場合
（養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合）
- ・介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合。

ア 居室の確保

高齢者虐待防止法第十条に規定する「居室を確保するための措置」としては、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。いずれにしても、介護報酬の取り扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも、減算の対象とならないことを、市町村が事業所に対して周知することもこれに該当します。

イ 面会制限

（面会の制限）

第十三条

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

①基本的な対応

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先することが必要です。面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

②施設側の対応について

高齢者虐待防止法では、養介護施設長も面会を制限することができますがありますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが望ましいと考えられます。

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市町村職員に面会の要望について連絡し判断を仰ぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う市町村が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方での役割り分担が適切と考えられます。

③契約入所や入院等の場合

虐待を受けた高齢者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や医療機関に入院した場合については、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、前述のとおり、虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

④施設所在地と養護者の住所が異なる場合

高齢者が入所している施設所在地と養護者等の住所地が異なる場合、基本的には高齢者の居所のある市町村が対応することとし、関係する市町村へ情報提供を行いながら連携して対応にあたる必要があるとなります。

ウ 成年後見人制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を養護する方法としては、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

4) 既存の枠組みで対応が可能な場合の対応

ア 養護者に対する助言、指導

イ 養護者が介護負担軽減のための事業に参加(介護者のつどい、認知症カフェ等)

ウ 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用

エ 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランの見直し

オ 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用 など

養護者や家族に障害があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受け入れられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

3. 再評価（モニタリング）

個別ケース会議によって決定した支援方針に従い関係機関から援助が行われますが、実際に援助を受け始めた後も、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認しておき、状況の変化に速やかに対応する必要があります。

第5章 地域における関係者・機関に期待される役割

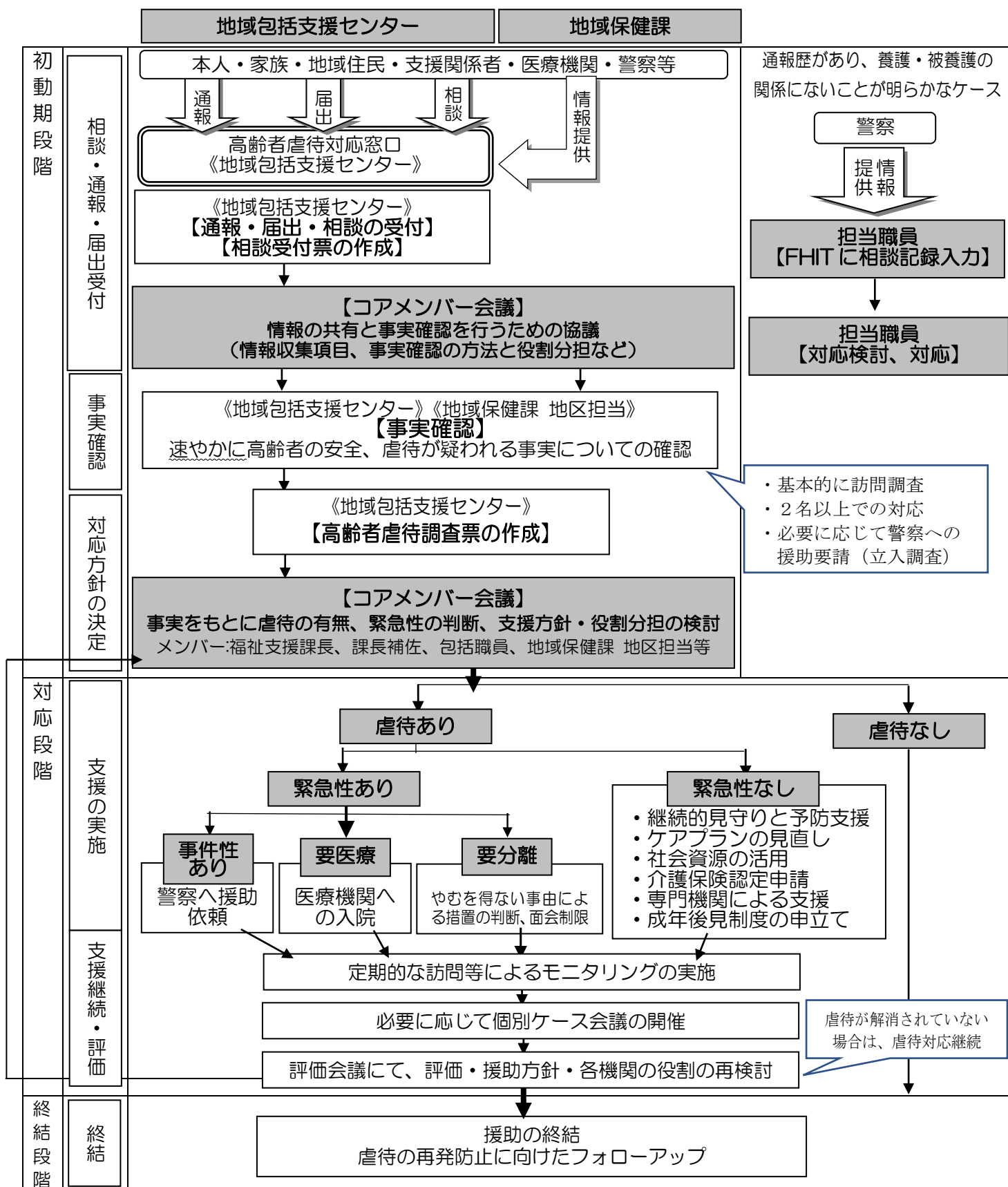
1. 地域の役割

地域住民	普段の付き合いの中で、ちょっとした異変に目をとめ、地域の相談役である民生委員や虐待相談窓口に情報提供をするだけで、早期に発見、解決できる場合があります。高齢者虐待は誰にでも起こりうることを、地域の一般住民に理解してもらうとともに、情報提供についての協力を求めることが重要です。
民生委員	地域のネットワークの一員として日ごろの実態調査での様子の把握が必要な場合は、福祉や地域包括支援センターにつなげることを心がけ、地域のネットワークの一員としてケース会議への出席やフォローアップなどの協力を求められることになります。また、高齢者や家族が地域から孤立しないように見守ることや、グリーゾーンの世帯についても見守る役割が期待されます。
社会福祉協議会	地域福祉の要として、地域の支えあいの活動の支援や、在宅で暮らしている高齢者で認知症などにより判断能力が十分でない方々のために、福祉サービスの利用手続きなどを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する「日常生活自立支援事業」を行っています。

2. サービス提供機関・専門職等の役割

居宅介護支援事業所 (ケアマネージャー)	ケアマネージャーは介護者・被介護者双方の状態を理解していることから、日頃から良い聞き役になることができます。サービス提供事業者からの相談で虐待を把握することもあります。虐待が見られた場合は、ケアプランを見直し、関係職種と連携をとりながら見守り、支援を行う役割が期待されます。
保健師等	保健師は日頃より地域を回り、家庭を訪問する機会が多いことから、何か事例が発生してもスムーズに家庭の中に入っていける強みがあります。また介護者への支援も専門的知見を生かして行うことができ、高齢者・介護者双方の状況を的確に把握していくことが期待されます。
訪問介護事業所 (ホームヘルパー)	サービスを提供しながら状況を観察し、声かけなど精神的支援をしたり、高齢者や家庭の変化などをケアマネージャーに客観的に報告することが期待されます。虐待ケースに関わることも多く、その役割が期待されます。
訪問看護ステーション (訪問看護師等)	看護サービスを提供しながら高齢者や介護者の精神的なケアをするなか、体調の変化や家庭状況を医師やケアマネージャーに的確に報告することが期待されます。
通所介護・通所 リハビリテーション事業 所 (介護職員等)	入浴時には、高齢者の身体の状態を観察でき、また、食事の際も家庭で食事が適切に与えられているかなど、会話の中で高齢者の不安や不満についての情報を得ることがあります。また、通所介護などを長期欠席しているなどの異変に気づくときもあります。それぞれのサービス提供時における的確な情報をケアマネージャーに報告することが期待されます。

養護者による高齢者虐待についての対応・支援フローチャート



《 資料 2 》

(表)

証	票		
第	号	年	月 日 交付
所	属		
氏	名		
上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。			
		阿賀野市長 ○ ○ ○ ○	市町村 長印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の要護者に対する支援等に関する法律
(通報を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの要護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する要護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、要護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれのあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格 A 列 7 番)

《 資料 3 》

警察への援助依頼様式

		第	号
		高齢者虐待事案に係る援助依頼書	
		年	月 日
阿 賀 野 警察署長 様		阿賀野市長 	
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条			
2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
	場 所		
	援助方法	☐ 調査の立会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他 ()	
高齢者	(ふりがな) 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他	
	電 話	() — 番	
	職 業 等		
養護者等	(ふりがな) 氏名		
	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他	
	電 話	() — 番	
	職 業 等		
	高齢者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族 () ☐ その他 ()	
虐待の状況	行為 類型	☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待	
	虐待の内容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			

警察の援助を必要とする理由				
担当者・連絡先	所属・役職		氏名	
	電話（ ）	—	番	内線
	携帯電話	—	—	番

《 資料 4 》

成年後見制度

1. 制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

1) 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為		原則としてすべての法律行為

2) 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場や地域包括支援センターに相談してください。

《 資料 5 》

日常生活自立支援事業

1. 制度の概要

利用者との契約に基づき、認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、福祉サービスの相談に応じたり、利用料などの支払いの代行をしたりと、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う事業で、社会福祉協議会で実施しています。

1) 援助内容

福祉サービス利用援助	① 福祉サービス利用のための手続等 ② 福祉サービス利用料の支払い手続 ③ 苦情解決制度利用の手続
日常的金銭管理サービス	④ 年金及び福祉手当の受領に必要な手続 ⑤ 税金、社会保険料、公共料金等を支払う手続 ⑥ 日用品の代金を支払う手続
書類預かりサービス	⑦ 年金証書、権利証、保険証等 ⑧ 預貯金通帳、実印、銀行印等

2) 対象者

対象者は、次のいずれにもあてはまる方です。

- ・判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）であること。
- ・本事業の契約の内容について理解できる方。

〈参考資料〉

横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（第2版）

東京都高齢者虐待マニュアル（東京都）

高齢者虐待防止に向けた体制整備のための手引き（大阪府健康福祉部高齢介護室）

新発田市高齢者虐待対応マニュアル（平成30年4月改訂版）

胎内市高齢者虐待防止・対応マニュアル【擁護者による虐待】（H28年2月）

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援について

（平成30年3月厚生労働省 老健局）

社団法人日本社会福祉士会 高齢者虐待調査票